

競争入札心得

宿毛市

(目的)

第1条 宿毛市発注の建設工事等の競争入札の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、宿毛市契約規則（昭和45年宿毛市規則第19号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(指名競争入札参加者)

第2条 指名競争入札に参加できる者は、当該工事等の入札参加者として指名された者（以下「入札参加者」という。）とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に、規則第25条において準用する規則第7条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第25条において準用する規則第9条の規定により免除された場合はこの限りでない。

(入札の基本的事項)

- 第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。ただし、特に必要と認める場合は、消費税相当額を含む金額を入札書に記載し、入札するものとする。
- 2 入札者は、仕様書、設計書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
 - 3 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならない。無断で指定する場所を離れ、入札時間に入札しない者は、辞退したものとして取り扱うものとする。
 - 4 入札執行中は、入札者間の私語及び放言を禁ずる。指示に従わないときは、投函後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
 - 5 入札時間が過ぎても指示に従わず、故意に投函しないときは、入札の辞退があったものとして取り扱うものとする。
 - 6 次の場合においては、入札は行わない。
 - (1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき。（事後審査方式一般競争入札にあつては、入札参加者がいないとき）
 - (2) 指名競争入札において、入札辞退等により入札者が1者となったとき。
 - (3) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき。

(公正な入札の確保)

第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の方法)

第6条 入札者は、指定の日時及び場所に出頭し、別記第1号様式による入札書を用いて入札しなければならない。

- 2 入札者が代理人であるときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ入札することができない。
- 3 入札書の記載事項のうち、金額を訂正することはできない。
- 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正や文字の挿入は行わず、再作成しなければならない。
- 5 入札書の内容は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけた者があるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。
- 6 入札者は、いったん投函した入札書について、取り替え、訂正又は取り消しをすることはできない。
- 7 入札公告等において認める場合には、次の方法により、郵便等により入札することができる。
 - (1) 入札書及び工事費内訳書（次条第1項に定めるものをいう。）は、入札件名（工事（業務）名及び工事（業務）番号）、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称）を記載した封筒に入れ、これを封かんすること。
 - (2) 前号の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」と朱書きし、書留により入札期日の前日までに必着するように郵送すること。
 - (3) 入札書の押印を省略する場合は、入札書に責任者氏名、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。

(工事費内訳書)

第6条の2 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を入札に際し、全員必ず提出しなければならない。

- 2 工事費内訳書は、入札会場で作成することは認めず、その作成権限は代理人に委任することはできない。
- 3 工事費内訳書は、別紙第1 - 2様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項が記載されていれば、別様式でも可とする。

(入札の辞退)

第7条 入札者は入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、別記第2号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。
 - (2) 入札執行中にあっては、前号の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を直接執行する者に提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受けること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けないものとする。

（無効の入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名及び押印をいう。）を欠く入札書（押印を省略する場合を除く）
- (2) 押印を省略する場合において、入札者又はその代理人の本人確認が行えなかった入札書、入札参加者の記名（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名をいう。）を欠く入札書又は訂正や文字の挿入を行った入札書
- (3) 第6条第7項に掲げる郵便等による入札で押印を省略する場合において、責任者氏名、担当者氏名若しくは連絡先（電話番号）の記入を欠く入札書又は開札時に入札書に記載した連絡先への電話により責任者若しくは担当者の在籍確認が行えなかった入札書
- (4) 誤字や脱字等によりその意思表示が不明瞭である入札書
- (5) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書
- (6) 第6条の2による工事費内訳書を提出しないとき又は提出された工事費内訳書に記載事項の不足や不備（必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致しないなど）があると判断されるとき（軽微な不足や不備は除く）
- (7) その他入札の諸条件に違反した入札書

（失格の入札）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札した場合
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札した場合
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書きの規定により免除されたものを除く。）が入札した場合
- (4) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札をした場合
- (5) 所定の入札箱に投函しなかった場合
- (6) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をした場合

- (7) 第11条第3項に掲げるくじに参加しない場合
- (8) 明らかに談合によると認められる入札をした場合
- (9) 工事費内訳書提出対象の競争入札において、工事費内訳書を提出しない場合（工事費内訳書と入札書記載の工事名又は工事番号が異なる、工事費内訳書記載の合計金額と入札金額が一致しない等により、当該入札案件のものであることが特定できない場合（軽微な誤りであると認められる場合を除く。）を含む。）
- (10) 予定価格が事前公表の対象となっている競争入札において予定価格以上の金額で入札金額を記載した場合

（入札の取止め等）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取り止め、又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 入札者が談合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

（落札者の決定の方法）

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の場合において、落札者となる入札があったときは、工事名又は工事番号（委託業務にあっては業務番号及び業務名）、次に掲げる落札金額及び落札者を宣言して決定する。

- (1) 消費税込みの場合 入札書記載金額
- (2) 消費税抜きの場合 入札書記載金額に100分の10を加算した金額

3 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、第9条第7号の規定により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約を辞退したものとして取り扱う。

（再度入札等）

第12条 開札した場合において、落札とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となったとき（土木工事を除く）は、この限りではない。また、予定価格を事前公表するものについては、再度入札を行わないものとする。

- 2 郵便等による入札を行い開札に立ち会わない者がいるときは、再度入札は日時を新たに決定して行わなければならない
- 3 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）までおこなう。

- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札者は再度入札に参加することができないものとする。
 - (1) 第4条第3項から第5項までのいずれかの規定により辞退として取り扱われたとき。
 - (2) 第7条第2項の規定により辞退したとき。
 - (3) 第9条の規定により失格とされたとき。
- 5 再度入札において、前回入札の最低入札価格以上の価格を記載した入札者は、辞退の意思表示があったものとして取り扱うものとする。この場合において、次回の再度入札に参加することはできない。
- 6 前各項の規定による第3回目の入札までに競争の意義が失われた場合（ただ一人の入札をいう。）又は3回入札しても落札者がいない場合（以下「入札不調」という。）において、第2項の規定による第3回目（競争性が失われた場合には、第1回目又は第2回目以下この項において同じ。）の入札における最低の価格をもって入札した者（無効扱いとされた者及び失格となった者を除く。）は、速やかに第3回目の入札時の見積り根拠資料を提出しなければならない。

（更改入札等）

- 第13条 入札不調の場合は、新たに別の入札参加者を指名して入札（以下「更改入札」を行う。ただし、第4条第6項第2号の入札不成立の場合には当該入札者を再指名することを妨げない。
- 2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の見積もり合わせを行う。
 - (1) 入札参加者が1者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者
 - (2) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者
 - (3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて、最低制限価格を下回り失格となったものを除き最低価格の入札者
 - 3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

（契約の確定）

- 第14条 契約書を作成する場合にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。ただし、予定価格が1億5千万円以上の契約については一旦付帯条件付の仮契約書に契約当事者双方が記名押印して仮契約を締結し、規則に定めるところにより市議会の議決を得た後に、落札者等に効力発生通知を行うことにより本契約として確定する。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約締結の際に規則第32条第1項に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第33条各号のいずれかの規定により免除された場合は、この限りでない。

(疑義の申立て)

第16条 積算等に関する疑義の申立てについては、「宿毛市工事請負契約の入札に関わる積算等疑義申立て手続きに関する取扱い要綱」によるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この心得は、平成6年7月1日から施行し、同日以降に指名発表するものから適用する。
(指名競争入札参加者の入札心得の廃止)
- 2 指名競争入札参加者の入札心得は、廃止する。

附 則

この心得は、平成6年9月1日から施行し、改正後の心得は、同日以後に指名発表するものから適用する。

附 則

この心得は、平成19年10月1日から施行し、改正後の心得は、同日以後に指名発表するものから適用する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行し、改正後の心得は、同日以後に指名発表するものから適用する。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から施行し、改正後の心得は、同日以後に指名発表するものから適用する。

附 則

この心得は、令和元年6月10日から施行し、改正後の心得は、同日以後に指名発表するものから適用する。

附 則

この心得は、令和2年10月15日から施行し、改正後の心得は、同日以後に指名通知及び公告するものから適用する。

附 則

この心得は、令和5年4月1日から施行し、改正後の心得は、同日以後に指名通知及び公告するものから適用する。

附 則

この心得は、令和7年4月1日から施行し、改正後の心得は、同日以後に指名通知及び公告するものから適用する。